



タイの外資規制(1/2): 外国人事業法に基づく規制

執筆者: 五十嵐 チカ、芝 章浩、山本 俊之、Nuttaros Tangprasitti

概要

タイのあらゆる事業分野において、投資を行い、あるいは投資に興味を持つ外国人が数多くいます。そのため、6月号のニューズレターに加えて、本ニューズレターでは、タイにおいて事業を行う外国人に関して適用のある法令、具体的には、仏暦 2542 年(1999 年)外国人事業法(以下「外国人事業法」といいます。)と同法に基づく命令について解説します。外国人事業法は、外国人がタイで行うことができる事業を定めるとともに、そのような外国人がタイで事業を行う際に適用される制限を定めているため、この点で最も重要な法規制です。したがって、外国人事業法を遵守しなかった場合、外国人投資家やその事業に損害が及ぶ可能性があります。本ニューズレターでは、タイにおいて事業を営もうとする外国人投資家向けに、どのような事業が外国人事業法の対象となるかといった情報を提供するとともに、同法に基づく制限について説明します。

外国人事業法の概要

6月号のニューズレターでも述べたとおり、外国人事業法第4条では、「外国人」を以下のとおり定義しています。¹

(1) タイ国籍を有しない自然人

¹ 6月号のニューズレターでお伝えしたように、土地法および仏暦 2522 年(1979 年)コンドミニアム法における「外国人」・「外国法人」と、外国人事業法における「外国人」とでは、それぞれの定義における外国人所有比率の基準が異なります。すなわち、土地法第 97 条および第 98 条では、外国人所有比率が 49%を超える事業体を「外国法人」としています。また、土地法第 97 条および第 98 条に定める事業体は、仏暦 2522 年(1979 年)コンドミニアム法第 19 条(3)号により同法上の「外国人」とされています。土地またはコンドミニアムのユニットが事業に関わる場合(例えば、これらを事業施設や営業所として使用するために購入する場合)には、これらの不動産の購入に関する限り、これらの法律の定める外国人所有比率により判定されることになります。

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニューズレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室 (E-mail: newsletter@jurists.co.jp)

(2) 外国で設立された法人

(3) タイで設立された法人であって以下の要件のいずれかに該当する者:

(a) 前記 1 または 2 の者が当該法人の持分または資本の 50%以上を保有または出資している法人

(b) マネージングパートナーまたはマネージャーが前記 1 の者である有限パートナーシップ(Limited Partnership)または普通登録パートナーシップ(Registered Ordinary Partnership)

(4) 持分の 50%以上または資本の 50%以上を前記 1、2、3 の者が保有または出資しているタイで設立された法人

この定義との関係においては、株式会社の株式のうち株券に表章されるものについては、別に省令に規定される場合を除き、外国人の保有する株式とみなされます。

外国人事業法による制限

外国人事業法では、タイ国内において外国人の参加が禁止される事業を定めており、そのような事業を 3 つの表に分類しています。

- **第 1 表:** 特別の理由により外国人の参加が禁止されている事業が含まれます。第 1 表で禁止されている事業には、土地の売買などが含まれます。
- **第 2 表:** 国の安全保障に関わる事業、芸術・文化または伝統・民俗工芸品に影響を与える事業、天然資源・環境に影響を与える事業として禁止される事業が含まれます。商務省(MOC)大臣は、内閣の承認を得て事案毎に許可することができますが、実際には商務省が第 2 表に基づいて外国人事業者に対し外国事業免許を付与した例はありません。
- **第 3 表:** タイ国民の競争力が十分でない事業として禁止される事業が含まれます。ただし、商務省事業開発局(DBD)長は、外国人事業委員会の承認を得たうえで許可することができます。

外国人は、第 3 表の事業についてはタイ国内で開業するための申請ができますが、第 1 表については申請すらできません。第 2 表については理論的には申請可能ですが、前述のとおり実際には商務省が外国人事業者に対し外国事業免許を付与した例はありません。もっとも、事業開発局の解釈によれば、金融業は第 3 表に該当するものとされており、さらに、第 1 表、第 2 表または第 3 表に明記されていないサービス業は全て第 3 表(21)「その他のサービス業」に該当するものとしています。したがって、貸金業、リース業、保証業などの金融業は、第 3 表に該当するものと考えられています。

第 3 表の事業について外国人が外国事業免許を受けられるかどうかは、当該事業がタイ人/タイ法人の類似事業と競合することとなるかどうかの判断について、事業開発局の裁量と内部方針に大きく左右されます。また、事業開発局は、①当該外国人がタイに多額の資金を投資するか、②当該外国人はタイ人従業員を雇用するか、③当該外国人からタイ国民への技術移転が行われるか、④申請されたサービスが複雑でなお外国企業の専門知識を必要とするか、といった点についても検討します。

事業開発局の過去の判断事例によると、事業開発局は、外国人が現地の代理店にタイ国内の事業を委託する(したがって、直接にはタイ国内で事業を行わない場合であっても、当該外国人は当該代理人を通じてタイで事業を行っているものと認定しています。そのため、そのような目的で現地の代理店と協働しようとする外国人は、開業前に外国事業免許を申請し、取得しておく必要があります。

外国事業免許に係る適用除外事業

外国人は、以下の事業を行うことができます。

- ① 第1表、第2表または第3表に記載されていない事業(製造業や輸出業など一部の事業を除きます。)
- ② 外国事業免許に係る適用除外が外国人事業法に特に定められている事業²
- ③ 仏暦2520年(1977年)投資奨励法に基づき奨励され、または仏暦2522年(1979年)タイ国工業団地公社法に基づき事業許可書が付与された事業

注：外国事業免許の適用除外となる場合でも、外国人は、外国事業法別表記載の事業については外国事業証明書を取得するため、事業開発局長への届出が必要です。もともと、外国事業免許の申請・取得と比べればはるかに簡素な手続です。

- ④ タイが締結し、またはタイを拘束する条約に基づく事業³

注：a) ③と同様、外国人は、外国事業証明書を取得するために、事業開発局長にへの届出が必要です。

b) 現在、タイを拘束するこのような条約として、1833年米・タイ友好経済関係条約、豪・タイ自由貿易協定、日・タイ経済連携協定、ASEAN サービス枠組み協定(AFAS)、ASEAN 包括的投資協定(ACIA)等があります。

c) 1833年米・タイ友好経済関係条約は、米国の国民・会社の保有する会社が、以下の要件の下でタイの会社と同様の基準で事業を行うことを許容しています。

- 株式の51%以上を米国民が保有すること。
- 取締役の半数以上が米国民であること。

しかしながら、同条約は、米国の国民・団体が以下の事業を行うことを禁止しています。

- 通信、運輸、受託業務(fiduciary function)、預金業務を伴う銀行業、土地所有、土地その他の天然資源の開発、国産農作物の国内取引

- ⑤ 外国人による一定のサービス事業を適用除外とするために外国人事業法に基づき随時制定される省令により規定される事業⁴

その結果、上記①～⑤に該当する事業を行おうとする外国人は、開業に際して外国事業免許を取得する必要はありません。

上記⑤に関連して、現在、第3表(21)「その他のサービス」に該当する一定のサービス事業を外国事業免許に係る適用除外事業とする省令が4つ存在します⁵。これらの省令は、金融業を含むいくつかの事業を適用除外とするものであり、概要、以下のとおりです。

- (i) 仏暦2535年(1992年)証券取引法に規定される証券業その他の事業
- (ii) 仏暦2546年(2003年)先渡契約法に規定される先物契約業務
- (iii) 仏暦2550年(2007年)資本市場取引信託法に規定される信託業
- (iv) 仏暦2551年(2008年)金融機関事業法に規定される金融機関事業ならびに金融機関およびその関連する金融会社グループの業務に関するその他の業務
- (v) 仏暦2541年(1998年)資産運用会社緊急勅令に規定される資産運用業
- (vi) 国内における法人間の貸付であって、次に掲げるいずれかの場合に該当するもの

² 外国人事業法に規定されている適用除外事業の例については、本ニューズレター末尾の「参考資料」をご覧ください。

³ 外国人事業法第10条及び第11条。

⁴ 外国人事業法第3表(21)「その他のサービス業」では、省令で定めるサービス業を除くとされています。

⁵ 仏暦2556年(2013年)外国事業免許に係る適用除外事業に関する省令、仏暦2559年(2016年)外国事業免許に係る適用除外事業に関する省令(第2号)、仏暦2560年(2017年)外国事業免許に係る適用除外事業に関する省令(第3号)および仏暦2562年(2019年)外国事業免許に係る適用除外事業に関する省令(第4号)。

- (a) 一方の法人の全株主・社員の過半数が、他方の法人の株主・社員の過半数を占める場合
- (b) 一方の法人の資本の 25%以上を保有する株主・社員が、他方の法人の資本の 25%以上を保有する場合
- (c) 一方の法人が、他方の法人の資本の 25%以上を保有する株主・社員である場合
- (d) 一方の法人の支配権の過半を有する取締役・社員が、他方の法人の支配権の過半を有する場合

なお、外国人の事業が前述のとおり外国事業免許に係る適用除外となっているか否かにかかわらず、当該外国人は後述のとおり最低資本金規制を遵守する必要があります。

最低資本金

仏暦 2562 年(2019 年)最低資本金およびタイ国内向け送金期間に関する省令に基づき、外国人がタイで事業を営むために必要な最低資本金は、以下のとおり、外国事業免許の有無に応じて異なります。

- i. 外国事業免許を付与された外国人
必要最低資本金は、300 万タイバーツまたは申請された事業における 3 年間の平均費用見積額の 25%のいずれか大きい額以上でなければなりません。
- ii. 上記①～⑤により外国事業免許に係る適用除外を受ける外国人
必要最低資本金は、200 万タイバーツ以上でなければなりません。

しかしながら、外国事業免許に係る適用除外を受ける外国人においては、以下の点に留意する必要があります。

- a. 当該外国人が、仏暦 2520 年(1977 年)投資奨励法に基づく奨励を受け、または仏暦 2522 年(1979 年)タイ工業団地公社法に基づき事業許可書を受けている場合、当該外国人はこれらの法律に規定されている資本金規制を遵守しなければなりません。この場合、最低資本金は 200 万タイバーツを上回る場合があります。
- b. 当該外国人・外国事業体が外国人駐在員を雇用しているために就労許可が必要となる場合、入国管理局令 327/2557 号(外国人によるタイ王国における一時滞在の申請の判断の基準および条件)に基づき、当該雇用主は外国人駐在員 1 人当たり 300 万タイバーツ以上の資本金を必要とします。

違反と制裁

外国事業免許を受けずに事業を行った外国人は(適用除外を受ける場合を除き)、禁錮刑もしくは罰金刑を科され、またはこれらを併科されます(外国人事業法第 37 条)。また、違反者が法人である場合には両罰規定により経営者も同じ刑罰に服します(外国人事業法第 41 条)。さらに、当該犯罪につき有罪判決を受けた自然人・法人は、5 年以上の期間が経過しない限り、外国事業免許の申請資格を失います(外国人事業法第 16 条)。刑罰を決定するのは裁判所のみであり、事業開発局や警察等の関係当局は、関連する証拠を収集し、事件を捜査して裁判所に提訴する義務を負うに留まります。また、裁判所は、事業の停止または違反者の事業の解散を命じなければなりません。

2000 年～2020 年の事業開発局の記録によれば、事業開発局は、5,706 の外国事業者に外国事業許可を付与し、6,698 の外国事業者に外国事業証明書を発行しました。このうち、2,901 事業者がタイ国内の事業を終了し、また、3 事業者がタイ国内に居住する代表権のある経営者を設置すべきとの条件を遵守しなかったとして外国事業免許を取り消されました。

おわりに

以上のように、外国人・外国法人がタイ国内で金融事業その他の事業を営もうとする場合は、外国人事業法に基づく省令により適用除外とされている場合を除き、開業前に外国事業免許を申請し、取得しておかなければなりません。他方、外国人が株式の購入または信託受益権の保有を通じて会社に投資する場合、当該外国人は外国事業免許を取得する必要はありません。株式・信託受益権の保有は、外国人事業法の対象となる事業を行っているものとはされないためです。

外国人がタイ国内で事業を行っていると思われる場合、外国人は、(外国事業免許に係る適用除外を受ける場合であっても)最低資本金規制を遵守する必要があります。

最後に、外国人は、タイで行おうとする事業に適用される個別の法令を検討する必要があります。このため、次回のニューズレターでは、金融に関連する一定の事業(銀行業、貸金業、ファイナンス・リース業および不動産業)を規制する法令について情報を提供いたします。

参考資料

外国人事業法第3表に規定される適用除外事業の例。

- (10) 建設業(以下のものを除く。)
 - (a) 特別な装置、機械、技術または専門知識を必要とする公共サービス・交通の分野におけるインフラ公共サービスの提供のための構造物の建設(外国人の最低資本金は5億バーツ以上)
 - (b) 省令で定めるその他の種類の建設
- (11) 仲介・代理業(以下のものを除く。)
 - (a) 有価証券の売買または農産商品・金融商品・有価証券の先物取引に関するサービスの仲介・代理
 - (b) グループ企業間における生産・サービス提供に必要な物品・サービスの売買・調達における仲介・代理
 - (c) 国内製造物品・輸入物品の売買、調達、販売または販売のための国内・国外市場の開拓であって、その性質上、貿易業務であるものの仲介・代理(外国人の最低資本金は1億バーツ以上)
 - (d) 省令で定める他の種類の仲介・代理
- (12) 競売(以下を除く。)
 - (a) 競売であって、その性質上、(骨董品、古物もしくは芸術品作品であって芸術作品もしくは工芸品であるもの、またはタイの古物もしくは歴史的価値を有する物を除く)物件の国際入札を伴うもの
 - (b) 省令で定める他の種類の競売
- (14) あらゆる種類の物品の小売業(5店舗を上限に資本金が1億バーツ以上の場合を除く。)
- (15) あらゆる種類の卸売業(1店舗あたり資本金が1億バーツ以上の場合を除く。)
- (17) ホテル事業(ホテル運営受託サービスを除く。)



いがらし ちか
五十嵐 チカ

西村あさひ法律事務所 カウンセル弁護士
c.igarashi@jurists.co.jp

1997年弁護士登録、2007年ニューヨーク州弁護士登録。2006年ボストン大学ロースクール卒業(LL.M.)、2006年国際連合本部(New York)執務。2015年より東京地方裁判所鑑定委員。



しば あきひろ
芝 章浩

西村あさひ法律事務所 カウンセル弁護士
a.shiba@jurists.co.jp

2007年弁護士登録。2005年東京大学法学部卒業、2017年コーネル大学ロースクール卒業(LL.M.)。2018年ニューヨーク州弁護士登録。2011年10月から2014年6月まで金融庁に出向、2017年8月から2018年8月まで株式会社三菱UFJ銀行シンガポール支店に出向。



やまもと としゆき
山本 俊之

西村あさひ法律事務所 弁護士
to.yamamoto@jurists.co.jp

2009年弁護士登録。2000年慶應義塾大学環境情報学部卒業、2007年慶應義塾大学法科大学院修了。弁護士登録前は、2000年から2005年まで株式会社格付投資情報センター(R&I)、2007年から2008年までメリルリンチ日本証券株式会社にてそれぞれアナリスト業務に従事。日本証券アナリスト協会検定会員、国際公認投資アナリスト。



Nuttaros Tangprasitti

SCL Nishimura パートナー弁護士(タイ法)
nuttaros@siamcitylaw.com

2005年 SCL Law Group 加入。2006年タイのタマサート大学卒業(LL.B.)、2010年ルクセンブルク大学卒業(LL.M.)。

西村あさひ法律事務所では、M&A・金融・事業再生・危機管理・ビジネスタックスロー・アジア・中国・中南米・資源/エネルギー等のテーマで弁護士等が時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。

バックナンバーは<<https://www.jurists.co.jp/ja/newsletters>>に掲載しておりますので、併せてご覧下さい。

(当事務所の連絡先) 東京都千代田区大手町 1-1-2 大手門タワー 〒100-8124

Tel: 03-6250-6200 (代) Fax: 03-6250-7200

E-mail: info@jurists.co.jp URL: <https://www.jurists.co.jp>